

平成 27 年度「自転車ルール・マナー検定」 問題&解説

	問 題	正解	解 説
1	自転車は原則、車道の左側を通行しなければならないが、路側帯(白色一本線)の中であれば車道の右側を通行できる。 (26年度正解率 中学生 76% 高校生 74%)	×	自転車が通行できる路側帯は、道路左側に設けられた路側帯に限ります。(平成 25 年 12 月から)
2	一方通行の標識がある道路では、自転車も矢印の方向と反対に走ってはいけない。 (25年度正解率 中学生 73% 高校生 69%)	○	自転車も矢印の方向にしか通行できません。ただし、「自動車・原付」といった条件が標示されている場合には、自転車は逆方向にも通行できる
3	歩行者専用道路の標識がある道路は、車は通行できないが、歩行者に気をつければ自転車は通行することができる。 (26年度正解率 中学生 71% 高校生 64%)	×	歩行者専用道路の標識がある道路は、歩行者だけの通行のための道路であり、自転車は通行できない。自転車で通る場合は、自転車から降りて、押して歩かなければならない。
4	自転車の二人乗りは危険なため、してはならないが、法律で罰則は特に定められていない。 (25年度正解率 中学生 74% 高校生 79%)	×	道路交通法で二人乗りは禁止されている。 (2万円以下の罰金又は科料)
5	自転車で道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯があれば、その自転車横断帯を通行しなければならない。	○	自転車で道路を横断しようとするとき、近くに自転車横断帯も横断歩道もない場合は、右左の見通しのよいところを選んで、自動車が来ないことを確認して道路を直角にわたる。
6	自転車歩道通行可の標識や表示がない歩道でも、普通自転車の運転者が13歳未満の子供、70歳以上の人、身体障害者は通行することができる。 (26年度正解率 中学生 61% 高校生 52%)	○	自転車歩道通行可の標識がない歩道でも、13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、身体障害者、道路工事や道路の状況からやむを得ない場合は、歩道を通行することができる。
7	交通量が多く、道路幅が狭い道路であり、自動車との接触の危険がある場合は、自転車は歩道を走ることができる。	○	道路を走行すると危険がある場合は歩道を通行できます。ただし、警察官や交通巡視員から歩道通行してはならない旨を指示された時は、歩道を通行できません。
8	自転車通行可の標識がある歩道を走るときは、歩行者に注意すれば、歩道のどの部分を通行してもよい。 (26年度正解率 中学生 66% 高校生 61%)	×	自転車通行可の標識がある歩道は自転車も走行できる。ただし、歩行者の邪魔にならないように、車道側を徐行して走らなければならない。
9	歩道で反対方向から自転車が来た時は、相手の自転車を右に見ながらよけるようにするとよい。	○	その際は、速度を落としながら安全な間隔を保ち、歩行者に十分注意しましょう。
10	自転車が歩道を走っていて、歩行者が前にいるときは、ベルを鳴らして歩行者によけてもらわなければならない。 (26年度正解率 中学生 60% 高校生 49%)	×	歩道を通行する際は、歩行者優先であり、歩行者の通行の妨げとなる場合は、自転車を降りて、押して歩かなければならない。

1 1	イヤホンを使用するなど、周りの音が十分聞こえない状態で自転車を運転してはならない。	○	イヤホン、ヘッドホン等を使用して安全な運転に必要な音・声が聞こえない状態で、自転車を運転してはならない。 (5万円以下の罰金)
1 2	自転車が歩道を通行できる場合は、歩行者の安全をそこなおそれがある時は、徐行して走らなければならない。 (26年度正解率 中学生 15% 高校生 11%)	×	歩道は、歩行者優先です。 歩行者の安全をそこなおそれがある時は、自転車を降りましょう。
1 3	自転車で横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号ではなく、車両用信号に従わなければならない。	×	横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければならない。 なお、歩行者の通行を妨げる場合は、自転車に乗ったまま横断歩道を進行してはいけません。 また、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合は、車道を進行している自転車も歩行者用信号機に従わなければならない
1 4	車道を通行する自転車が横断歩道に近づいた時、横断する人がいないだろうと思ったなら、注意せずにそのままの速度で進行できる。	×	横断する人がいないことが明らかな場合のほかは、その手前で停止できるように速度を落として進まなければならない。
1 5	信号がある交差点で、警察官が手信号で交通整理をしていた場合は、信号機ではなく、警察官の手信号に従う。	○	警察官が手信号で交通整理を行っている場合は、その手信号が信号機の信号と違っていても、警察官の手信号に従います。
1 6	止まれの標識がある交差点は、自動車は止まらなければならないし、自転車はスピードを落として注意(徐行)して通行しなければならない。 (26年度正解率 中学生 40% 高校生 42%)	×	止まれの標識がある交差点では、自転車であっても一時停止し、安全確認をした上で進まなければならない。 (3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)
1 7	自転車で交通事故を起こした時は、車と同じように、けが人の手当や、道路における危険を防止して、交通事故の状況などを警察官に報告しなければならない。	○	交通事故があったときは、自転車の運転者も、 ・直ちに自転車を止め、 ・けが人を救護して、 ・事故の続発を防ぐため、車両やけが人の移動措置をとる必要があります。
1 8	道路交通法が改正され、平成 27 年6月1日からは、自転車運転中に危険なルール違反を行い、交通違反や交通事故でくり返し検挙されると「自転車運転者講習」を受けなければならない、受こう命令に従わなかった場合は、5万円以下の罰金の対象となる。	○	道路交通法改正により、平成27年6月1日から実施。 信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路における車両の義務違反(徐行違反)、通行区分違反、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、交差点安全進行義務違反等、交差点優先車妨害等、環状交差点安全進行義務違反等、安全運転義務違反 で3年以内に2回以上検挙された場合は、自転車運転者講習を受講しなければならない。(受講命令違反…5万円以下の罰金)
1 9	踏切では、一時停止をして、安全を確かめなければならない。	○	踏切では、一時停止し自転車を押して渡るようにしましょう。
2 0	自転車は、交通事故に備えた保険に加入した方がよい。	○	自転車事故で多額の賠償責任が生じることもあり、TSマーク付帯保険や個人賠償責任保険などの保険に加入しましょう。